

させる。

イ ルール

多くの人が「自由」に行動しようとする、そこには一定の決まりが必要になり、社会が大きくなるほど、みんながルールを守って行動することが望まれる。ルールのもとになるものとして「慣習」「道徳」「合意」の3つがあるが、挨拶のように、長い間続けられてみんなに認められるようになった行いを「慣習」と言い、挨拶をするというルールは、この慣習がもとになっている。また、友達をいじめてはいけないというルールは、いじめられた人が可愛そうと感ずること（道徳）から、さらに授業を無断で欠席しないというルールは、授業を大切にするために教員と生徒が決めたこと（合意）からできたものである。そして、社会にあるルールも、身のまわりにあるルールと同じように、「慣習」「道徳」「合意」の3つに基づいている。しかし、各人が進んでルールに従い、それを守っていくためには、それが正しいルールでなくてはならない。ルールが正しいかどうかは、決め方、目的、内容、必要性の4つが重要になる。また、社会にあるルールは、身のまわりにあるルールに比べて、より多くの人が同じように理解し、守らなくてはならないものである。

このように「自由」をできるかぎり守り、それぞれが持つ「責任」をはっきりさせるために「ルール」があることを指導する。また、「正義」にあてはまる「ルール」だけが「法」として存在しており、その「法」は立法府である国会やその他府議会、市町村議会で作られるもので、その責任を担っている国会議員、府議会議員、市町村議会議員を国民の代表、地域の代表として選挙で選んでおり、投票には責任を伴うことを指導する。

この「ルール」をつくる仕事（立法）の他にも、ルールができたことで生まれる仕事（行政）や、ルールを破った人の罰を決めたりルールに従い争いを解決する仕事（司法）があり、これらの仕事がきちんとされないと、社会で安全に暮らしていくことはできない。そして、ルールにかかわる仕事をする人は、みんなを従わせる力（権力）を持つことになるため、社会ではこの力が分散されるよう、ルールにかかわる仕事は3つに分けられている。

立法関連については前述のとおりであるが、行政についてもその責任を担っている都道府県知事及び市町村長といった首長を選挙で選んでおり、投票には責任を伴うことを指導する。

また、司法関連については次のとおりである。同一事件について訴訟当事者に原則三回の審理・裁判の機会（三審制）を与えており、最終審査権を持つ終審裁判所である最高裁判所は、とくに「法の番人」といわれている。この最高裁判所の裁判官については、憲法第79条において「任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする」と定められており、審査には責任を伴うことを指導する。

さらに、日本国憲法第96条による日本国憲法改正に係る国民投票、地方自治法に

よるリコール等の住民投票、市町村の合併の特例に関する法律による住民投票及び各地方公共団体で適用される特別法に対する住民投票における投票には責任を伴うことを併せて指導する。

ウ 公平・公正

公平・公正、正義は、現代社会の諸課題をとらえ、考察するための基本的な枠組みを構成するものであることを理解させるとともに、これらが社会の在るべき姿を考察する上でも重要であることを理解させる。

ものを分配したり、仕事を分担したりするときに求められる正しさとして、「公平」について考える必要がある。欲しがっているものや、したいこと、つまり、みんなが望むものごとを「利益」といい、二人以上の人と同じものを望んでいるとき、同じように分けることを「公平」という。しかし、何か理由があってその利益をより強く望んでいる人には、より多くの利益を分けても不公平にならないこともある。

また、利益を生かすことができないなら、扱いが違っていても不公平ではなく、さらに、利益を得るために努力や貢献をした人には違う扱いをしても不公平ではない。これと逆に、みんなが「いやなものや望んでいないこと」（負担）を分けるときは、それを「引き受ける力」（能力）が十分にあるかどうかを考える必要がある。いつでも同じように扱うことが「公平」ではなく、人によって違いがあれば扱いも違っていても良い。ただし、性別や肌の色の違いなどによって扱いが違うのは間違いであり、それは「差別」であり、決して許されない事である。

「公平・公正」については、例えば、対立や衝突の調整を図る場合であれば、当事者のうち片方の主張だけを取り上げていないか、少数者にも配慮しながら社会の多数の幸福を図るようにしているか、手続きや結果についての「公正」が確保されているかなどは指導上の観点として欠かしてはならない。

エ 正義

「正義」については、ある特定の価値や既定の内容に導こうとするのではなく、すべての人にとって望ましい解決策は何か、何が社会にとって正しいのかを考えさせることが重要である。

ルールをつくったり用いたりするときや、ルールが守られなかったときに必要になる正しさとして、「正義」について考える必要がある。事件が起きたらまず、どんな「ルール違反」と「損害」があったかをきちんと確認する必要がある。そして、ルール違反をした理由や状況を考えることが大切である。悪いことが行われたら、それを正して直さなければならない。この考え方のことを「正義」という。「正義」は社会の中で、安全に暮らすために、また、何か事件が起きた時に、みんなが納得できるようにするために必要な考え方である。「正義」には、被害者の救済、加害者の処罰と再犯防止、他者への抑止効果の3つの目的がある。ルール違反や損害の大きさにつりあう罰を決めるためには、どんなルール違反や損害があったかをふり返ること（事実確認）が大切であり、情報を集め、当事者と話す等の正しい方法（手続き）で決めることが必要である。そして、みんなが納得のいく判断をするためには、①みんなが納得できる確かな情報をもとに決める、②その理由をみんなにきちんと説明する、③あらかじめ判断方法を決めておき、そのとおりにする、の

3つのポイントが大切で、これも「正義」のひとつである。様々な人たちが一緒に生活しているこの社会では、迷惑をかけたり、かけられたりといった問題が必ず起きる。そんなことができるだけ起きないようにするにはどうすればいいか、また、そんなことが起きたときにはどうすればよいかを考えるためのポイントを知っておくことは大切である。起こった問題についてきちんと調べて、よく考える。そのような正しい「手続き」を踏まらずに出された結論には価値がない。

(3) 政治的教養を育む実践

健全な民主主義社会とは、身近な地域社会の小さな討論に始まり、いろいろな段階において討論が行われ、話し合いがもたれた上で、問題の解決、決定が図られる社会である。話し合いにより合意形成を図ることの重要性を学ばせることが重要である。

さらに、より発展的に地域の課題や政治的な問題について考察し、自己の基準で投票するために候補者の考えや姿勢を判断し、具体的にどう選ぶのかを模擬投票といった実践的な方法で学ばせるとともに、模擬請願、模擬議会等の実践に取り組むことが重要である。

[参考]

— 主な選挙、投票の種類 —

- ・衆議院議員選挙
- ・参議院議員選挙
- ・都道府県知事選挙
- ・都道府県議会議員選挙
- ・市町村長選挙
- ・市町村議会議員選挙
- ・最高裁判所裁判官の国民審査
- ・日本国憲法改正に係る国民投票
- ・市町村の合併の特例に関する法律による住民投票
- ・各地方公共団体で適用される特別法に対する住民投票

4 政治的教養を育む実践の進め方

- (1) 各学校においては、学校の教育目標や地域や生徒の実態等を踏まえ、文部科学省初等中等教育局長通知（平成27年10月29日付け）及び本指導の手引きに則り、校長を中心として入学年次から卒業年次までの系統的な指導計画を立てること。
なお、公民科のみならず、各校の教育活動全体で取り組んでいくために、指導目標を明確にし、役割分担、実施時期、対象と指導内容の計画を策定すること。
- (2) 政治の仕組みや選挙制度等に関する基礎的な知識・概念を習得させること。
- (3) 次のような具体的・実践的な取組を行うことにより、社会参画意識や政治への能動的態度を醸成すること。
 - ア 議会の傍聴、議員との座談会（特定の見方や考え方に偏らないよう配慮）、自治会関係者や地域住民からの聞き取り調査等の取組
 - イ 少子高齢化や地場産業振興等のテーマを決め、当該テーマに関連する各種調査等の結果を分析したり仮説を立てたりして考えを深めさせる取組
 - ウ 課題解決のための、多面的・多角的な議論等の協働的な活動を重ね、マニフェストや選挙公報等の作成、ディベート、施策提言等の取組
 - エ 複数の政策、提言、主張等を分析し、生徒それぞれが自ら判断して投票又は提案する模擬選挙、模擬請願等の取組
 - オ 我が国の施策や国内の政治課題並びに国際問題等を取り扱い、生徒の視野を広げさせる取組
- (4) 必要に応じて府、各市町村議会事務局、府、各市町村選挙管理委員会及び選挙啓発団体などの外部関係団体との連携・協力を行うこと。
- (5) 学校内における「期日前投票所」の設置について、各市町村選挙管理委員会の要請には、生徒の政治参加や投票への意識向上の観点から、適切に連携・協力を行うこと。

5 政治的教養を育む実践の指導上の留意点

- (1) 地域住民として社会に参画する意識を持たせる教育を推進すること。そのため、各高等学校等が防災、安全、文化・観光、福祉、環境等をテーマとする社会貢献活動に積極的に取り組むこと。また、「3 主権者教育の視点」(1)を踏まえて実施すること。
- (2) 「法やルールに関する教育」の一環として主権者教育を実施し、「責任」、「ルール」「公平・公正」、「正義」を指導項目の中心として取り組むこと。また、「3 主権者教育の視点」(2)を踏まえて実施すること。
- (3) 話し合いや討論、模擬選挙、模擬請願、模擬議会等の実践的活動を行うこと。
- (4) 実践的な教育活動を行う際、多くの場合、現実の具体的な政治的事象が題材となるため、次のとおり留意すること。
 - ア 教育基本法第14条（政治教育）及び公職選挙法第137条（教育者の地位利用による選挙運動の禁止）の規定に則り、学校における政治的中立性を確保すること。
 - イ 実践的な教育活動を行うに当たっては次の点に留意すること。
 - (ア) 一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させること。
 - (イ) 多様な見方や考え方でできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
 - (ウ) 特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることがないように留意すること。
 - (エ) 教員自らの言動は生徒に与える影響が極めて大きいことから、個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で生徒を指導すること。
 - (オ) 学校における新聞、その他の補助教材の活用については、文部科学省通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月4日付け）に則り、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。
 - (カ) 実際の選挙に合わせて模擬選挙を実施する際は、当選人等を予想する「人気投票」に該当しうるため、選挙期間前や期間中に行った模擬選挙の結果を選挙期間中に公表することが公職選挙法第138条の3に違反することになるので留意すること。

6 生徒による政治的活動等の取扱いについて

生徒による政治的活動等の取扱いについては、文部科学省初等中等教育局長通知（平成27年10月29日付け）「第3 高等学校等の生徒の政治的活動等」に則ること。

当該通知によると、放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであり、その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいとしている。

また、このような活動も、高等学校の教育目標の達成の観点から必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解されるとしている。

一方、子どもの権利条約（平成6年4月22日 批准）第12条では、締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保するものとしている。

さらに、京都府立学校の管理運営に関する規則第5条では、校長は法令及びこの規則に違反しない限りにおいて、必要な校内規定を定めることができるとしている。

これらを踏まえると、校長は生徒の政治的活動の指導の在り方について、学校の教育目標や地域の実態、生徒の状況等に鑑みて適切に判断することが求められる。その際には、生徒は権利行使の主体であるという視点に立ち、生徒が自分の考えを表明する権利を妨げられることがないようにするとともに、生徒の政治的信条の是非を問うようなものにならないようにするなどの十分な配慮が必要である。

高等学校等における主権者教育（概念図）

〔育む力・態度〕

- ・ 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ・ 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・ 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ・ 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

〔指導の流れ〕

【目的】

地域と連携・協働する活動を主体的に行うことにより地域社会の一員としての自覚を高めるとともに、共生するための相互尊重のルールを身につけ、民主社会の維持・発展を図るために必要な知識や見方・考え方を習得し、国家・社会の形成者としての資質を育む。

【指導段階】

【「法やルールに関する教育」の指導項目】

主体的行動

- 表現する・判断する・実践する
- マニフェスト・公約・選挙公報作成
 - 模擬選挙、模擬請願、模擬議会

- 責任
- 公平・公正
- 正義

多面的・多角的考察

- 分析する・検証する・議論する
- 調査結果分析
 - グループ議論
 - ディベート

- 公平・公正
- 正義
- ルール

知識の習得
地域参画

- 政治への関心を高める
- 地域調査・研究
- 政治や選挙に関する基礎的な知識・概念を習得する

- 地域住民として社会参画意識を向上させる
- ボランティア活動（防災、安全、文化・観光、福祉、環境等）

- 責任
- ルール

- 結ネットKYOTO
- 社会の仕組みを理解し、積極的に社会に参画するための知識・技能や態度などの公民的資質を育成

- 高校生地域とつながる事業
- ボランティア活動に取り組み、地域とつながり、地域社会の活性化に貢献する取組を支援

第3章 実施計画の策定

1 系統的な指導計画

「第2章 京都府における主権者教育の指導指針」に則り、校長を中心として入学年次から卒業年次までの系統的な指導計画を立てること。

なお、公民科のみならず、各校の教育活動全体で取り組む計画を立てること。

※次頁の＜様式例＞による記入例を参考にして作成すること。

2 「主権者教育実施計画」の策定

(1) 各校における主権者教育の重点目標を明確にすること。

その際、地域や生徒の実態を踏まえ、高等学校学習指導要領総則や公民の内容等を参考にするとともに、各校の教育目標にも関連づけるよう留意すること。

(2) 種々の分掌組織が担う役割等を明確にし、主権者教育の推進体制を明示すること。

(3) 各校の教育活動全体で取り組んでいくため、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動等における実施内容、時期を明示すること。

なお、副教材『私たちが拓く日本の未来』（総務省・文部科学省作成）の活用を計画に位置付けること。

＜各指導内容とそれを取り扱う教育活動の例＞

- ①公職選挙法等に則り有権者として適切に行動できるようにするため、同法や選挙の具体的な仕組みに関する指導
→公民科、特別活動、総合的な学習の時間など
- ②民主政治の基本である話し合いや討論に関する指導
→各教科や総合的な学習の時間、特別活動
- ③政治や選挙に関する制度やその意義の理解を深める指導
→公民科など
- ④模擬選挙、模擬請願、模擬議会といった実践的な学習活動
→公民科、総合的な学習の時間、特別活動など

主権者教育実施計画（平成29年度入学生）

府立（ ）高等学校 [分校・ 課程]

学校の教育目標	主権者教育の重点目標	主権者教育の推進体制
1 真理と平和を探究し、正義を貫く人間を育成する。 2 自主、自立、共生の精神を養い、責任を学ばせる。 3 相互敬愛と協力の心を培う。 4 豊かな情操を養い、健康の増進を図る。 5 勤労を尊び、社会奉仕の心を育てる。	1 真理と平和を希求する人間としての在り方生き方について多面的・多角的に考察するとともに公正に判断する力を養う。 2 現実社会の諸課題について、協働的に追究し、合意形成する力を育むとともに共生の精神を養う。 3 政治参加の重要性を自覚し、社会に主体的に参画しようとする意欲と態度を育てる。	・部長会議 実施計画をまとめる。 ・副校長 P T A、選挙管理委員会等の関係団体との連携、連絡調整 ・教務部、学年部 総合的な学習の時間の年間計画作成と実践 ・生徒指導部、学年部 特別活動の年間計画作成と実践 ・公民科 公民科目の授業、総合的な学習の時間、特別活動等の計画作成、実践への助言

各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動等における実施計画

	第1学年	第2学年	第3学年
5月	・「現代社会」 （現代の民主政治と政治参加の意義） ・副教材 （解説編 第1・2章）		・L H R（特別活動） 公職選挙法の規定の確認
6月	・「現代社会」 （現代の経済社会・経済活動の在り方） ・副教材 （解説編 第3・4・5章）	・総合的な学習の時間 副教材 （実践編第3章） 模擬選挙 ・「世界史A」 （シンガポール研修旅行の事前学習として日本との関係や両国間の課題を研究、討論） 【シンガポール研修旅行】	・総合的な学習の時間 副教材 （実践編第5章） 模擬議会
7月		・総合的な学習の時間 副教材 （実践編第3章） 模擬選挙	
8月			
9月	・「現代社会」 （国際社会の動向と日本の果たすべき役割）	・「コミュニケーション英語Ⅱ」 （シンガポール研修旅行の事後学習として日本との関係や両国間の課題等をポスター発表）	
10月	・「現代社会」 （共に生きる社会を目指して） ・「社会と情報」 副教材（実践編第1・2章） 地域課題の見つけ方		
11月	・総合的な学習の時間 副教材（実践編第2章）		
12月		・総合的な学習の時間 府議会傍聴	
1月	・「国語総合」 副教材（実践編第2章） デイバート実践	・総合的な学習の時間 副教材（実践編第4章） 模擬請願	
2月			
3月			

平成29年度の第3学年の生徒に対しては、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、以下の点を重点的に指導する。

- ①公職選挙法や選挙の具体的な仕組み（副教材「私たちが拓く日本の未来」（解説編8ページから19ページ）
- ②話合いや討論（実践編32ページから43ページ）
- ③政治や選挙に関する制度やその意義（解説編20ページから29ページ）
- ④模擬選挙などの実践的な学習活動（実践編50ページから89ページ）

資料

1 「法やルールに関する教育」関連資料

- ・「みんなとともに自分らしく生きる」（生徒対象講演録）
（京都大学大学院法学研究科 土井真一教授）
- ・「法教育と生きる力」
—自由で公正な民主社会の担い手の育成—（教員対象講演録）
（京都大学大学院法学研究科 土井真一教授）

みんなとともに自分らしく生きる

1 はじめに

（1）はじめに

皆さん、こんにちは。ただ今、ご紹介頂きました、京都大学の土井と申します。いつもは法学部・法学研究科で憲法を専攻しております。本日は2011年11月11日という記念すべき日にお招き頂きありがとうございます。

（2）「わたし」と「みんな」、「個人」と「社会」

今日お話をさせて頂くテーマは、「みんなとともに自分らしく生きる」です。つまり、自分、私というものとみんなの関係、在り方を考えるというのが今日のテーマです。

少し表現を難しくしますと、私＝「個人」、みんな＝「社会」ですから、個人と社会との関係、在り方を考えましょうということになります。

この関係を、どのように考えるかについては色々な考え方があります。

一つの立場は、このように考えます。皆さんが生まれたときに、その生まれてきた皆さんとこの社会・世界というのは、どちらが先に存在したのでしょうか？ まず、このように問いかけます。皆さんが生まれて社会ができたのか、昔から社会があってその中に皆さんが生まれてきたのでしょうか？ 常識的に考えれば、社会があって、そこに皆さんが生まれてきたという順序になります。

この鳥羽高校も、京都という街も、日本という国も、皆さんが生まれる前からずっとあったわけです。そうであれば、私と社会の在り方を考える際に、まず、先に存在していた社会を考えて、次に、そこに生まれて来た自分の在り方を考えるべきではないか。別の観点から言えば、私は全体の中の部分でしかないのだから、まずみんなという全体を考えて、その全体のなかに自分を位置づけて考えていくべきではないか。このように、社会やみんなを先に考えるべきであるという立場は、とても古くからあり、今でも有力な考えなのです。

しかし、この考え方を徹底すると、実は、私というものが消えてしまうのではないか。社会、例えば鳥羽高校が先に存在するのだから、あるいは「みんな」が全体なのだから、だから優先するのだと考えると、昔からそうだから、みんながそう考えているのだから、私もそう考えるべきじゃないか、ということになり、何も変えられなくなってしまうのではないか。君が生まれる前からずっとそうなのだと言われると、そうですか、みんながそうしている中に生まれてきたのだから、私もそうするしかないですね、という話になってしまいますね。そうなってしまうえば、結局のところ、「私が生きる」ということの意味が消えてしまうのではないか。人間は、ある時、そのような疑問を抱くようになったのです。確かに歴史的事実としては、社会が私よりも先にあったとしても、あるいはみんな・全体が私をつつんでいる存在であったとしても、私からこの社会の在り方を考えていってもよいのではないか、社会だとかみんなだとか言っても、所詮はたくさんの私が集まって作っているものではないか、そのように考え方を転換させるようになりました。それが、皆さんが歴史の授業で習った「近代」という時代の始まりなのです。その時代の始まりにあって、とても面白い考え方をしたのが、デカルトという人物です。

「我思う、ゆえに我あり」というこの言葉だけを聞くと、人間にとって考えるということはとても大切なことだから、だからみんな勉強しなさいとデカルトが説教をしているようにも聞こえます。そう思って勉強することは悪いことではないですが、彼の言葉は、そのような趣旨ではありません。なぜこの言葉が、歴史に残ったのでしょうか？ 今皆さんが前を向けば私があります。私が時計を掲げれば時計が見えます。私が目の前に見えるから私がおりにいて、そして時計がおりにあると、皆さんは思っています。ただ、見えるということが、どのようなことかということ、理科で習ったように、私なら私に光があたってその反射した光が皆さんの目の中

に入って、目に入った像が網膜に像を結んで、それが電気刺激になって視神経を伝わって脳に到達しているということです。では、科学が発達して、この視神経のところにDVDプレーヤーを接続し、映像を流すとすると、この電気刺激が皆さんの視神経を通り、脳の中に像を結ぶ時代になったとしましょう。そうなったら、どうなりますか？ DVDプレーヤーからの電気信号を受け取った脳はDVDプレーヤーが流す像を頭の中で見えるのでしょうかね。その場合、脳は、見ている像がDVDプレーヤーのものなのか、本当に私の目の前にあるものなのか、どのようにして区別することができるのでしょうか？ DVDプレーヤーで流されているきれいな自然の風景が、あたかも自分の目の前に本当に広がっているように見えるのではないですか？それが嘘なのか本当なのか区別できないのではないのでしょうか？ バーチャルな世界、SFのような話です。

このような話を400年も前に考えた人がいます。それが、デカルトなのです。さすがに400年前なのでDVDプレーヤーは出てきません。その代わりに、彼は悪魔にだまされたらどうなるかと考えたのです。悪魔が自分に夢あるいは幻覚を見せ続けるとしたら、どうなるだろう。私は、悪魔が私に見せ続けている夢を見抜けるだろうか。もし夢なら頬をつねったらいい。しかし、夢だと思って頬をつねっている夢だったらどうするのだろう。そう考え始めると、ひょっとしたら、私は夢や幻覚を見抜けないかもしれない。つまり、私の目の前に見ているものが本当にあるのかどうか分からないのではないかと。今見ている像のすべてが嘘かも知れません。ということは、今自分の前にいると思っている人も、あると思っている社会も、全部夢なのかもしれないということになりますね。デカルトは、400年前にこのような疑い、懐疑を持ったのです。考えすぎるのは体に良くないと私たちは彼に言うことができるかも知れませんが、考え抜くということは非常に大切なことなのです。考え抜いた末に、デカルトはどこにたどり着いたのでしょうか？ 確かに、私に今見えているものは全部嘘かもしれないし、みんな存在しないのかもしれない。でも、「みんな存在しないのかも知れない、みんな嘘かもしれない」と考えている自分だけは、確かに存在する。今見えているものが全部嘘であっても、今あると思っているものが全部嘘であっても、嘘かも知れないのではないかと考えている自分が存在しないということだけは考えられない。なぜなら、考えている私はここにいるからです。もし、私がいなかったら、私がいなくて私が言うことはできないですよ。これが、「我思う、ゆえに我あり」という言葉の意味なのです。

この点に関連して、例えば、「人の痛みが分かる」と言いますが、本当は他人の痛みを直接に感じることはできません。演台をこうして叩きますね。痛い。この私の手の痛みが分かりますか？ 私がどのように痛いのか、感じることができましたか？ もし、私の脳と皆さんの脳が回線のようなものでつながっていて、私の痛みの電気信号が皆さんの脳に伝われば、ひょっとして私の痛みを感じてもらえるのかもしれませんが、そうはなっていません。私の痛みが分かるのは、私だけなのです。私が本当に何を感じているのか、何を考えているのかなど皆さんには分からないのです。分からないから人は嘘を言えるし、裏切りもあり、勘違いもあるのです。

もし、皆さんが私の痛みが分かると言うとすれば、皆さんが私と同じように板を叩いたことがあって、自分がそうしたときの痛みを知っていて、あの人は私が痛かったことと同じことをしているのだから、きっとあの人の感じているのは、あのときの痛みと同じだろうと想像しているということなのです。

日本語に「思いやり」という言葉がありますよね。思いやりとは、思いを相手にやる（「遣る」）、相手の下へとはせる（「馳せる」）ということではないのでしょうか。相手のことをそのまま分かるのではなく、自分が相手の立場に立って、その時に感じるだろう自分の思いを相手にうつしているということなのでしょう。人を理解するというのは、結局、このような形でしかできません。ですから、本当に相手のことを理解したければ、自分が大きくなるしかありません。自分自身の器で捉えることができる限りでしか、相手の気持ちはわからないからです。自分自身が色々な経験をし、多くのことを学んだ分だけ、相手を理解することができるのです。先ほどの話に戻しますと、結局、自分からしか、他人のことも世界のことも分からない。そうだとしたら、私から考えよう。先に世界があって、その世界を当然の存在として、そこから考えるのではなく、自分は無知かもしれないし、何も分からないかもしれないけれども、それでも私からしか始められないのだから、私から社会を理解し、私からみんなを考えよう、私が納得するかたちで社会を考えよう。これが、近代の個人主義的なものの見方なのです。

(3)「幸福」に生きる

もしこのように個人から社会を考えるのであれば、私は何のために生きているのか、私は何を目指して生き

ているのが、議論の出発点になるでしょう。おそらく、その答えは、“幸せになりたい”ということではないでしょうか。不幸になりたくて生きている人はそうそういないと思います。もちろん、幸せとは何なのかは人それぞれかもしれませんが、しかし、自分なりに幸せになりたいと思って生きている。それならば、まず自分が幸せになりたい、幸せに生きたいということを前提にして、社会を、みんなを考えてみようじゃないか。日本国憲法は、そういう考え方に基づいているのだと私は思います。

ただ、注意してほしいのは、私の幸せから考えるということは、自分のことさえよかったらよいということではありません。そもそも、人間の幸せはそういうものではないのです。もちろん、おいしいものを食べて満足するというのも、大切な幸せです。しかし、高校生や大学生、あるいは社会人になっても、非常に多い悩みは友人や家族とうまくいかないといった、対人関係の悩みなのです。逆にいうと、友人や家族とうまくいくことが私の幸せであって、自分の幸せの中に他人の幸せが入っているのですね。自分だけではなく、自分の身近な人や自分の大切な人が幸せであることが自分の幸せだと、人間は初めから感じるようになっていないでしょうか。だとすれば、自分自身の幸せを考えるということは、決して他人のことを考えないということではありません。この点には注意して下さい。

2 なぜ人は共同するのか？

(1) 人間存在の特質としての関係性・社会性 ～人はひとりで生きられない～

では、私の幸せを基礎とするのであれば、なぜ「共同」など面倒くさいことをしなければならないのでしょうか？ 一人でいれば他人から迷惑をかけられることもなく、気を遣うなど、煩わしいこともないのでから、いっそ一人で自由に生きていく方がよいのではないのでしょうか？ ところが、人は、みんな共同して生きています。それはなぜなのかを考えてみましょう。

この点については、いろいろな考え方があります。第一に、人間存在の特質としての関係性・社会性、わかりやすく言えば、人間は生まれながらにして社会的な存在である、という見方です。この見方は、古代ギリシアの哲学者アリストテレスにさかのぼるのですが、難しい話ではなく、父親がいて母親がいて、自分が存在するのだから、初めから人の間に生まれてくるのです。ということは、最初から人は一人で存在するのではなく、人間と人間の間で生きていくのであって、社会的存在なのだということになります。確かに、この考え方は正しいのです。ただ、この説明では、家族のような小さな集団は説明できますが、日本という国のような大きな社会がなぜ必要になるかを十分に説明することができません。また、人間関係は不変のものではありません。友達になったり、友達でなくなったりするように、ある関係が生まれて維持できることもあれば、どうもうまくいなくなって関係が解消されることもあります。それでは、どのような関係がよい関係で、どのような関係がよくない関係なのか、その基準は何なのでしょう。人間が社会的存在であるというだけでは、この点について答えが出てきません。

(2) 共同の利益 ～より幸せになるために共同する～

そこで考えられる一つの説明は、自分が人生を生きていく上において「幸せ」が大切であるということをも前提として、もし、一人で生きるよりみんな協力して生きる方が幸せになるのであれば、みんな協力して生きる方がよいと考えられるというものです。みんな協力することによって自分だけでは出せない大きな力が発揮できて、より大きな利益、すなわち「共同の利益」を得ることができる、その結果として一人ひとりが幸せな生活が送れるのだから、共同するのです。当たり前の話なのですが、とても大切な点だと思います。なぜなら、この考え方は、逆に言うと、共同の利益を生み出すことのできない共同、あるいは結果として一人ひとりをより幸せにできない共同はおかしいと主張できるということを明らかにしているからです。

それでは、共同の利益には、どのようなものがあるのでしょうか？

①共同による力の増大

「共同」と言われて最初に多くの人が思い浮かべるのは、何か一つの目的のためにみんなで一丸となって協力するというのではないのでしょうか。わかりやすいのは、山の中を歩いていると大きな岩が落ちてきて道を

ふさいでしまった。この時、自分一人では岩を動かすことができないが、多くの人の力をあわせたら岩を取り除くことができるというものでしょう。あるいは、明日の朝までに数学の問題を、10問解かなければならないが、自分だけで解くのは大変なので、10人で手分けすれば1人1問で済み、これを明日みんなで持ち寄れば、なんとかなりますね。宿題は本来自分の勉強のためにすべきことですから、こうしたやり方が自分のためになるかどうかは別ですが、こうして協力すれば、一人ではできない大きなことができるのは確かでしょう。

ただ、こうした例は、みんなが一つになってある目標のために同じことをする場合なのです。その結果、共同というと、本当は別のことをしたいのに、みんなが我慢して、一つのことをやらされるというイメージになりがちです。しかし、協力する、共同するとは、必ずしも、そのような場合だけを意味するものではありません。

②交換（取引）の利益

そこで、交換（取引）の利益を考えてみましょう。例えば、音楽が好きなAさんがいて、Aさんが友達からスキーの板をもらったとします。スキーが好きなBくんは、友人からギターをもらったとします。Aくんは音楽が好きなのにスキー板を持っており、Bくんはスキーが好きなのにギターを持っている。この状態で二人が出会うことができなく、お互い協力することもなければ、二人とも必要のないものを持っているだけになります。

ところが、たまたま二人が会い、お互いのものを欲しいから、交換するとします。そうすると、二人は、お互いに損をすることなく、必要なものを手に入れることができ、より幸せになることができます。お互い損をすることなく、それぞれが幸せになれます。これが交換・取引によってもたらされる利益です。そして、このような利益を生み出すことが、市場あるいは市場主義経済の意義なのです。誰かから、強制的に割り当てられたものだけで生きていくよりも、互いに交渉して、自分の好きなものや必要なものを交換によって手に入れる方が、みんなが幸せになれますよね。

更に、より発展した共同の在り方として、社会的分業による効率的な目的の実現ということがあります。例えば、ある品物を作って売ることと考えてみましょう。ここでは、ものを作る力を生産力、ものを売る力を交渉力とします。Aさんの生産力は、1時間に1個ですが、交渉力があり、彼に任せると、1時間に2件の契約をまとめることができます。Bさんは、手

が器用なので1時間で2個の商品を作れますが、口下手で、1時間に1件しか契約を取ることができません。この場合、それぞれ自分でものをを作って売るということを考

	生産力	交渉力	3時間の販売数
A	1個／1時間	2件／1時間	2個
B	2個／1時間	1件／1時間	2個
分業	Bが生産	Aが交渉	6個

例)商品の生産と販売

えてみます。Aさんだけでものをを作って売ると、3時間で何個売れるでしょうか？ 答えは、2個ですね。最初に1時間で2件の売買契約を結ぶことができますが、2個の商品を作るのに2時間かかりますから、結果として3時間で2個の商品を作って売ることになります。Bさんの場合は、最初に1時間かけて2個の商品を作り、これを2時間かけて売りますから、結局、彼も3時間かけて2個の商品を作って売ることになります。そして、AさんとBさんを合わせると、3時間で4個の商品が生産・販売されるわけです。それに対して、それぞれが自分の得意な仕事だけをすれば、どうなるでしょうか？ Aさんは交渉力があるので、3時間あれば6件の売買契約を結びます。一方、Bさんは3時間あれば6個の商品を作ることができますから、2人合わせると、3時間で6個の商品を生産・販売することができます。つまり、先ほどの場合に比べて、2個分多くの利益もたらされるわけです。これが、分業という協力の在り方なのです。

ただ単に、自分が得意なこと、好きなことだけをやっていては、生きていくことはできません。ものをつくるだけだと、在庫が増えていくだけです。商品がないのに、契約ばかりを結んで、代金を手に入れば、詐欺ですね。ところが、二人が協力すれば、得意なことをすることで、より大きな利益を生み出すことができます。こうした分業は、家族やクラスでの仕事の割り振りから、TPPが問題となっている国際貿易まで、様々なところで見られます。農業が得意な国に農業をやってもらった方が、安い農産物をたくさん作れるのだからいいのではないかと、他方、自動車の生産が得意な国に自動車を作ってもらった方が、よい製品を大量に生産できるからいいじゃないかと、あとはみんなで交換しようよというのが、自由貿易の考え方なのです。

このことに関連して、皆さんに理解してもらいたい点が2つあります。

一つは、先ほども触れましたが、自分の個性・得意な能力を伸ばしていくということは、自分の幸せになるだけでなく、それをみんなのために生かせば、みんなの幸せにもなるということです。

このことは共同の在り方について、大切なことを教えてくれます。みんなで同じことをすることばかりが、共同ではありません。それぞれが違うことをすることで、大きな力が生み出されることになるのです。例えば、似た者同士が友達になるということが多いですね。スポーツ好きはスポーツ好き同士で、音楽好きは音楽好き同士で集まるし、性格でも似たものが集まりやすいです。なぜそうなるかという、その方が楽だからですよ。お互いわかりやすいし、意見もまとまりやすい。ですから、協力してやりなさいという、どうしても似たもの同士が集まって、協力することが多くなります。ただ、この似たもの同士が集まって協力することの限界は、長所も短所も似ているので、お互いの短所を補って、大きな力を発揮することが難しいのです。先ほどの例の場合ですと、Bさんのようにものを作るのが得意な人が集まると、お互い気が合ってよい商品を作ることができるかもしれませんが、その商品を一体誰が売るのでしょうか？ これとは反対に、違う者同士は相手のことがわかりにくいけれども、本当に協力できるなら、相手は自分にできないことをやってくれるのですから、より大きな力を生み出すことができます。大きな仕事をするときには、こうした協力関係がとても大切なのです。

とはいえ、頭でわかっている、自分の短所を補ってくれる人と協力するのは、なかなか難しいのです。その一つの理由は、誰もがコンプレックスを持っていることによるのかもしれない。例えば、英語は得意だがスポーツは苦手という人がいます。そういう人にとって、スポーツができる人がうらやましく、あのようになりたいと思うのですが、うらやましきはまぶしさで、どうしても近寄れない。それどころか、スポーツをやっている得意げな姿を見ると、ムツとする。だから、スポーツができるから何だというのだ、英語ができる方が役に立つと、言わなくてもよい文句が出てきます。このようにお互いのコンプレックスを刺激するから、どうしても自分にない長所を持っている人とうまくつながるのが難しいのです。しかし、そこには自分にない可能性があるので。自分とは異なる相手とつながっていくことで、自分自身の足りないところを補い、自分自身の可能性を広げていくことができる。これは大変なことですが、大切なことは、みな大変なことなのです。大変なことはやらないというのでは、大切なことは何もできません。

とりわけ、皆さんは若いのですから、早くから自分の可能性を限らないでください。年齢を重ねると、昔と比べて新しいことを始めるとか、不得意なことに挑戦することができなくなってきました。体力も柔軟さも衰えてくるのでしょね。自分が得意であったり、うまくやってきたことに固執していきます。これは、これで円熟していくというよさもあるのですが、これだけですと、社会は活力を失っていきます。自分とは違う人とかかわっていく、苦手と思うことや世界に挑戦していくことが、若い皆さんにとって大切なことです。これは、友達関係でもそうですし、国際的な交流についても同じです。民族が違う、言葉が違う、文化が違う。なかなかわかり合えないし、慣れないかもしれません。しかし、それを越えてわかり合えたときには、その分だけ自分が大きくなれるのです。

もう一つ大切な点は、分業システムでは、お互いがお互いを支え合っているのです。先ほどの例ですと、AさんはBさんがいてくれるから商品売ること専心できるし、BさんはAさんが商品売ってくれるからこそ、もの作りを続けることができるのです。つまり、一人で生きるなら、本当は自分がしなければならぬことを、誰かが代わりにやってくれているおかげで、自分が今の仕事をするができる、そのような相互依存の構造が分業システムなのです。従って、究極的には、何かの仕事や役割が偉くて、他の何かの仕事や役割がくだらないということはないのです。よく「仕事に貴賤はない」と言われますが、その本当の意味はここにあるのではないかと思います。そんなくだらない仕事と言うことがありますが、そのくだらない仕事は本来自分がしないといけないうことなのです。ただ、自分は別の仕事で得意だからそちらをやっているだけで、そのくだらないという仕事もみんながしないと、みんなが困るから、誰かがそれをやってくれているだけであって、どちらが偉いとか、くだらないとかいう話ではありません。私がここで講演できるのは、農家の人がお米を作り、それでご飯を作ってくれる人がいるからです。ここに来るために乗った電車で電力を供給してくれる人がいて、電車を運転してくれる人がいるから、私はここに来ることができたのです。こんな仕事はくだらないからといって、みんながお米やご飯を作るのをやめたり、電車の運転をしなくなったりすれば、結局、全部は私のところに返ってくるだけなのです。

そして、お互いに支え合っている以上は、お互いに敬意を払わなければなりません。確かに、自分のやっている仕事を大切だと思うことは重要です。こんなくだらないことと思って、ちゃんとした仕事ができるはずがありません。ですから、自分がやっていることを大切だと思わないといけません、しかし、自分のやっていることだけが大切なのではないのです。分業システムは、結局、お互いがお互いを支えているのですから、何だかんだいって、相手がなくなると本当は困るのです。互いに敬意を払うこと、それが協力関係を築くための条件です。

しかし、職業に貴賤はないとか、どの仕事も大事だと言ってみても、職業によって給料や報酬が違う現実があります。そこで、報酬が違う以上は、仕事にもランクがあるはずだという意見も出てきます。確かに、お金は大切です、報酬の多い少ないなど、どうでもよいとは言いません。ただ、それでも分かっておいてもらいたいことがあります。例えば、空気とダイヤモンド、どちらの値段が高いですか？ ダイヤモンドですね。空気を吸ったり吐いたりするにはお金がいりませんが、ダイヤモンドは高額です。では、空気とダイヤモンド、どちらが大切でしょうか？ 人間が生きていくためには、どちらが必要なのでしょう？ 空気ですね。ダイヤモンドはなくても生きていけますが、空気がないと生きていけません。空気はただですが、人間にとって大切で、ダイヤモンドは生きるためにそれほど必要ではありませんが、高価なのです。なぜこのようなことになるのでしょうか？ それは、みんなが欲しいと思うダイヤモンドの量よりも、存在するダイヤモンドの量が少ないから、ダイヤモンドは高価なのです。それに対して、空気は、必要とされる量より多く存在しているから、ただなのです。それと同じで、仕事の中で、多くの人ができない仕事をできる人に対しては、それをやってくれる人が少ないから、給料が高くなります。しかし、そういう仕事だけが大切かといえば、多くの人にもできるかもしれないが、誰かがやらないといけないことをちゃんとやるということも大切な仕事です。価格は大切な価値評価の基準ですが、価格だけが価値を決めるではありません。

皆さんは、卒業をして、それぞれが望む道に進んで行かれると思いますが、どの道に進んだとしても、いま申し上げたことを心に留めておいていただければと思います。

③調整問題の解決

その他にも、色々な共同の利益があります。調整問題の解決とは、例えば、車線の決定の問題にかかわります。なぜ車は左側通行と決まっているのでしょうか？ 実を言えば、右でも左でも、どちらでもよいのですが、どっちかに決まっていなければなりません。そうでないと、車が衝突してしまい困ります。このような場合には、ルールを決めて、みんながそれに従うことで、よりよい生活を送ることができるのです。

④共同による保険機能

また、保険とは、簡単に言うと、困ったときに互いに助け合う約束あるいは備えです。元気な時はいいのですが、年齢を重ねると体力が衰えてきますし、若くてもけがや病気になることもあります。自分はいつも健康だという前提で暮らしていると、病気やけがをしたときには大変なことになるので、困ったときにみんなで協力するわけです。例えば、元気な人がいくらかお金を払い、病気になったときにかかる高い治療費をみんなで負担するのが医療保険ですし、高齢で働けない人の生活費をいくらかずつ出しあって面倒をみるのが現在の老齢年金です。年金や医療保険の問題がニュースで話題になっていますが、このように共同の在り方に関わる問題であるからこそ、政治の課題になるのです。

(3) 何が共同を妨げるのか？

このように話してきますと、みんなの幸せになるのだから、みんな自然と共同をすることになるだろうと思えますね。でも、本当にこれだけで、人は共同することになるのでしょうか？ 実際、うまく共同ができない場合がたくさんありますよね。では、なぜみんなで協力しないのか、何が共同を妨げるのかが問題になります。

①囚人のディレンマ ～裏切りは蜜の味？～

最初にも話しましたが、相手が何を考えているのか、本当のところは分かりません。恋人同士が好きだとしても、実はそう思っていないのではないかと思っ、相手を疑うことがありますよね。この疑い、そして裏切りの可能性が、人間の共同を妨げる一つの原因になります。その一つの例が、囚人のディレンマで、いわば“裏切りは蜜の味”がすることを示したものです。今、お互いに共謀（共犯）して詐欺を働いた嫌疑を受けている囚人AとBがいるとします。このA、Bがそれぞれ別々の部屋で取り調べを受けています。二人に対して科されうる刑罰は、囚人A=黙秘・囚人B=黙秘の時（両者とも自白をしない時）は、それぞれ懲役1年になるとします。それに対して、囚人A=黙秘・囚人B=自白（Aと共にやったことを自白）した時は、黙秘しているAは反省の態度がないとして懲役8年、自白したBは懲役を免除されます。この逆（囚人A=自白・囚人B=黙秘）も同じです。最後に、A、Bが共に自白すると、それぞれ5年の懲役になります。この時、自白するか黙秘するか、どちらが得でしょうか？ 別々の部屋で取調べを受けていますから、相手がどうするか分かりません。そのような場合には、相手の選択を想定して、自分がどのような選択をするのが賢明かを考えていくことになります。あなたがAだとすると、Bが黙秘してくれている時には、あなたは黙っているのと自白するのと、どちらが賢明でしょうか？答えは自白ですね。自分も黙秘すると1年の懲役になりますが、自白すると懲役が免除されるからです。それでは、Bが自白したと想定すると、どうでしょうか？ このとき、黙秘すると懲役8年になりますが、自白すると5年ですむので、自白した方が得になりますね。ということは、Bが黙秘しようが自白しようが、自白する方が得になります。これと同じことをBもきっと考えるでしょうから、結局、二人とも自白することになるでしょう。

囚人のディレンマ		囚人B	
		黙秘	自白
囚人A	黙秘	1/1	8/0
	自白	0/8	5/5

注)Aの懲役年数/Bの懲役年数

しかし、変ですよ。二人とも自白するときには、懲役5年になるわけで、二人とも協力して黙っていれば、懲役1年で済むのですから、こちらの方が賢い選択だとは思いませんか？ では、なぜそうならないのでしょうか？ それは、これが、相手がどう出るか分からない、つまり裏切りの危険がある場合の選択だからです。相手が裏切るかも知れないといったん思うから、黙っていられないのです。では、なぜこの裏切りの可能性が頭から離れないのでしょうか？ それは、別々の部屋で取り調べられていて、互いに監視できないということもあります。それとともに、相手が黙秘している場合に、自分が自白すると、懲役を免除されるといったように、裏切ると蜜を味わうことができるように作られているからです。さらに悪いことに、皆さんがこの時の捜査員だとしたら、どうしますか？ 実際には違法捜査（切り違い尋問）になりますが、Aの部屋に行って「Bが自白した」と言い、Bのところへ行って「Aが自白した」と言えば、相互に相手が裏切ったと思い、自白しますよね。つまり、二人が疑いを募らせ、裏切り合うことで利益を得る第三者が存在しているのです。世の中というのは厄介で、お互いが信じ合えれば、より大きな利益が得られるはずなのに、お互いが信用できず、裏切りを前提にしなければならぬがゆえに、明らかに不利益な選択をせざるを得なくなる。こういうことが、実際に起きるのです。これが、「囚人のディレンマ」という問題です。

実は、もっと単純な例を挙げると、お金の貸し借りの問題があります。お金を借りて返さなければ、借りたお金は自分のものになりますから、丸儲けですね。つまり、裏切りは、このように利益になるから、あるいは利益になるように思えるから、なくならないのです。この裏切りの可能性があるがゆえに、人は人を信じられなくなり、疑いが蔓延すると共同ができなくなります。この世界を見事に描いたのがホップズの『リヴァイアサン』で、人が裏切りや疑いの中で協力ができなくなり、人間が悲惨な状態に陥る過程を記しています。彼はピューリタン革命の時代に生き、とても冷徹な眼で人間を観察したのです。例えば、喧嘩の鉄則は、先制攻撃です。殴られる前に殴らないと、不利になるからです。それと同じで、裏切りの疑いに駆られた人間は、先に裏切ろうとします。だまされる前にだます、やられる前にやる、それが高じていくと人間は常に恐怖の中で生きなければならず、とても悲惨な状態になる。だから、これをなんとか止めなければならない。これが、『リヴァイアサン』の中でホップズが取り組んだ課題なのです。

このように、短期的には裏切りは利益をもたらす場合があるのですが、しかし、長期的には大きな損失をもたらします。借りたお金を返さないと、短期的には得ですが、このために友人を失ったり、二度とお金を貸してもらえなくなったりしますよね。そこで問題になるのは、どのようにして長期的な利益を守るか、という点

なのです。

その一つの方法が、裏切り行為に罰を科したり制裁を与えたりすることにより、裏切りが利益にならないような仕組みを作り、相互不信を招かないようにすることです。そのために、国家という共同体をつくり、法やルールを定め、警察や裁判制度を整備する必要があるわけです。国家も法も、人々の信頼を維持し、協力関係を築くことで、人々の幸福を実現するための制度であると理解されるのです。

②公共財の供給 ～正直者は馬鹿を見る？～

もう一つの例が、公共財の供給、正直者は馬鹿を見る？という問題です。公共財の供給というと難しく聞こえますが、掃除の問題を考えてみて下さい。自分の部屋を掃除すると、部屋がきれいになって、幸せになるのは自分だけです。他の誰かが幸せになることはありません。逆に、部屋が汚くなって困るのも、ゴミや悪臭が隣近所に及ばない限りは、自分だけです。これが、“私”あるいは“私的所有”ということなのです。私的な空間、建物は、自分で自由に使うことができますが、それを管理する責任もあるのです。しかし、“公共的なもの”は、そうはいきません。公共的な施設、空間として思い浮かぶのは、公園、駅、あるいは道路などですね。このような場所がきれいになって、幸せになるのは、空間を利用するみんなです。誰かが公園を掃除したときに、その掃除をした人だけが幸せになるのではなく、その公園を利用する、掃除をしなかった人たちも幸せになりますよね。つまり、努力をする人と利益を得る人が一致しないのです。こうした状況が継続すると、掃除をする人は、なぜ私だけが汗をかかなければならないのかと思うようになり、掃除をやめてしまうかもしれません。そうすると公園は汚れてしまっ、公園を使うみんなが困ります。では、誰が公園の掃除をするかといえば、みんなが誰かがすればよいと思って、掃除をしない。自分が掃除をしなくても、誰かがしてくれれば、満足を得られるわけですから、自分が掃除をして損をする必要はないと、みんなが思ってしまうからです。放って置くと、みんなの責任は誰の責任でもなくなります。本来、みんなが利益を得るなら、みんなの責任でそれを実現する必要がある、みんなが責任を負うべきことなら、その責任を回避することで得する人を出さないようにしなければなりません。公共の利益にただ乗りする者を許し、正直者が馬鹿を見るようなシステムにしてはならないのです。このような公共財を供給・管理をし、その負担を公平に課す役割を担うのが国家なのです。

公園を掃除する場合に、本当にみんなでするわけにもいきませんから、国家が誰かに依頼して、掃除をしてもらう。その掃除をしてくれた人には、仕事に相応しい報酬を払います。では、その報酬の原資はどうするかといえば、それによって利益を得るみんなが公平に負担をする。それが税金なのです。警察、消防、防衛などは、すべてこのような考え方に基づいて、国家が責任を負っているわけです。

これまでの話をまとめると、共同をすることにより、より大きな利益が生み出され、それをみんなに還元すれば、一人ひとりがより幸せに生きることができるのですから、私の幸せを基礎として考えても、共同することは合理的な選択です。しかし、みんなが共同をするためには、お互いの信頼が維持できなければなりません。そのために、国家を作り、法を定めて、共同の条件である秩序と信頼の維持を図るのです。

3 民主主義 ～みんなのことはみんなが決める～

(1) 民主主義とは？

それでは、この国家の運営をどのようにしていけばよいのでしょうか？ みんなのために国家を作ったのだから、みんなのことはみんな決めていこう、これが民主主義という考え方です。国家は国民一人ひとりが形作っている共同体です。では、なぜ人々が共同するかといえば、そうすることによって国民がより多くの幸福を実現するためです。そして、その目的を実現するためには、国民一人ひとりが、共同体の運営に参画することができなければおかしい。これが、あの有名な「人民の人民による人民のための政府」ということの意味なのです。

ただ、みんなのことをみんなで決めると言っても、全員が一致して物事を決めていくことはできません。クラスの中でもなかなか全員の意見が一致しないのですから、日本に住む国民全員が意見を一致させることは不可能です。そこで、民主主義では、多数決を用います。その結果、みんなのことはみんなで決めるという理想

は、みんなのことはみんなの多数者で決めるという現実の仕組みになるわけです。

(2) なぜ民主主義がよいのか？

では、このような多数決による民主主義は正しいのでしょうか？ これには様々な考え方があるのですが、今日お話をするのは、功利主義という考え方です。

この功利主義という考え方は、先ほどからの話と同様、人間は幸せを求め、不幸を避けるものだという前提に立ちます。そして、幸せを増やす行為は善い行為であり、正しい行為だと考えます。では、社会の幸せをどのようにして量るかという点、社会は一人ひとりの個人が形作るものであるのだから、社会の幸せは社会を形作る一人ひとりの幸せを合計するわけです。そうすると、社会の幸せをできるだけ増やすということは、社会を構成する、できるだけ多くの個人を幸せにするということになります。このことを簡潔に表現したのが、ベンサム「最大多数の最大幸福」という言葉です。できるだけ多くの人ができるだけ幸せになる社会は、正しい社会である。そうだとすれば、多数決でできるだけ多くの人が賛成する決定に基づいて、国家を運営することが正しいということになりますね。多数決による民主主義は、最大多数の最大幸福の原理から正当化される。これが、ベンサムの説いた功利主義という考え方です。

(3) 本当に多数決による民主主義は正しいのか？

ただ、多数決による民主主義、あるいは最大多数の最大幸福という考え方は、常に正しいと言えるのでしょうか？

①正しい答えは？

そこで、まず次の例を考えてみましょう。いま、3人のメンバーで、3カ所の候補地（アメリカ、フランス、中国）から、旅行先を決めようとしています。それぞれが行きたい順序は、Aさんがアメリカ→中国→フランス、Bさんは中国→フランス→アメリカ、Cさんはフランス→アメリカ→中国となっています。

最初に、中国とフランスのどちらに行きたいかと聞くと、A・Bさんはフランスより中国に行きたいと考えているので、多数決で中国になります。では、残っているアメリカと中国のどちらに行きたいかを聞くと、A・Cさんは中国よりアメリカに行きたいと考えているので、多数決によりアメリカとなります。したがって、結論は、みんなでアメリカに行こうということになります。本当にこれでよいのでしょうか？ おかしくありませんか？

もう一度、多数決を取り直してみましょう。今度は、最初に、アメリカと中国のどちらに行きたいか、から聞いてみます。そうすると、アメリカが勝ちますね。その次に、アメリカとフランスのどちらに行きたいかを聞くと、結果はフランスになります。先ほどとは結論が違いますね。なぜこのようになるのでしょうか？それは、それぞれ行きたい国の順番がずれているので、じゃんけんと同じ三すくみの状況になっているからです。つまり、順番にすべての組み合わせを聞いていくと、ぐるぐるまわってしまうのです。つまり、多数決をとってあたかも正しい結論に到達しているようにみえますが、本当はそうではなくて、多数決の取り方によって惑わされているのです。もしもAさんがこの多数決を取るときに議長であれば、最初に中国とフランスのどちらかと聞くことで、Aさんが望んでいる結論を導くことができますよね。

実は、フランス革命の頃にコンドルセという数学者が、この問題、つまり民主主義は、ある条件の下では必ずしも正しい答えに到達するわけではないということに気づきます。これをさらに一般化したのが、ノーベル経済学賞を受賞したケネス・アローの「一般不可能性の定理」です。多数決の結果だから正しいのだと単純に信じ込むのではなく、前提となる意見の分布状況をよく考えて、判断をしなければならないのです。

メンバー：A、B、C

旅行の候補地：アメリカ、中国、フランス

行きたい順序

	A	B	C
1	アメリカ	中国	フランス
2	中国	フランス	アメリカ
3	フランス	アメリカ	中国

②最大多数の最大幸福は正しいか？

次に、最大多数の最大幸福が正しいのかを考える例として、臓器移植を素材とした、次のような問題があります。いま、心臓が悪いXさん、肺が悪いYさん、元気なZさんの3人がいます。この時、Xさんは心臓移植、Yさんは肺移植をしなければ、助からないとします。この場合、医者が、元気なZさんから心臓と肺を摘出して、Xさんに心臓、Yさんに肺を移植するという手術を提案したとします。この提案は正しいでしょうか？ もし、この移植手術を実施すれば、心臓と肺を摘出されたZさんは生きていくことはできません。

もし、この提案を受け入れるかどうかを、多数決で決めるとどうなるでしょうか？ X、Yさんが助かりたいとすれば、提案に賛成しますね。反対するのはZさん1人ですから、2対1で、移植手術を行うことになりま

<設例>

臓器移植による拒絶反応を医学的に克服した社会を想定してみよう。心臓疾患を患って死に瀕している患者Xと肺疾患を患って死に瀕している患者Yがいる。二人の生命を救うには、それぞれ健康な心臓及び肺の移植手術を受けるしかない。なお、移植手術が成功する確率は80%を超えている。この場合、健康者Zの臓器を摘出・移植し、X及びYの生命を救うことが正しい選択か？

John Harris, -The Survival Lottery-

もう一つの例を考えましょう。いまAからDさんまでの4人がいます。現在の幸せ度を0とします。これから実施する政策の選択肢が3つあり、政策Iを選択するとAさんが10幸せになり、Bさんは5幸せになるが、Cさんは幸せが-30（損）になり、Dさんは10幸せになるとします。幸せの総計は-5ですから、これは最大多数の最大幸福からいっても、現状より不幸が増える政策Iは採用できません。次に、政策II・IIIのどちらがよいかを考えることとなります。政策IIを選択すると、A・Bさんが+25、Dさんが+20ですが、Cさんは-30となり、幸せの総計は+40となります。それに対して、政策IIIは、A・B・Dさんが+10、Cさんが+5ですから、総計は+35ですね。この場合、最大多数の最大幸福の原理ならば、幸せの総計が最も大きい、政策IIを選択することとなります。多数決を取ればどうなるでしょうか？ A・B・Dさんが、自分の幸せだけを考えれば、自分の幸せがより大きくなる政策IIに賛成をする可能性が高いかもしれませんね。しかし、これは本当に正しいのでしょうか？ 政策IIIならば、一人一人の幸せの増加分は少ないですが、誰も今より不幸にはなりません。誰一人損をしないで、かつ全員が得をする選択を「パレート改善」といいますが、この選択が正しいと考えることもできますよね。もし皆さんが、政策IIIが正しいと思うならば、最大多数の最大幸福原理は常に正しいわけではないということになります。

政策の選択肢と各人の幸せ

	A	B	C	D	総計
現在	0	0	0	0	0
政策I	10	5	-30	10	-5
政策II	25	25	-30	20	40
政策III	10	10	5	10	35

では、この2つの例は何を物語っているのでしょうか？ 確かに、最大多数の最大幸福は多数決を基礎とする民主主義にとって大事な考え方であり、通常の場合には、できる限り多くの人ができる限り幸せになる社会はよい社会です。できる限り多くの人ができる限り不幸になることを目指すことは、明らかに間違っています。しかし、最大多数の最大幸福原理には、そして多数決による民主主義にも限界があって、一定の枠内で認められるべきものなのかもしれません。最大多数の最大幸福の原理が持つ大きな問題は、2つの例が示すように、多数者の利益を実現するために、ある個人、あるいは特定の少数に多大な犠牲を強いる危険が生じることです。誰かを犠牲にして、自分たちだけの幸せを追求する多数者を止められない、これが多数決による民主主義の問題なのです。

皆さんも、これまで、「あなたが我慢をしてくれたら、みんながうまくいく」という言葉を口にしたことはありませんか。もちろん、これも程度問題で、逆に一人がわがままを言って、みんなに迷惑をかけている場合もありますから、このような時に我慢を求めるのは当然でしょう。しかし、最初の例のように、「あなたさえいなくなればうまくいく」というところまでいくと、そのような過酷な負担を他人に強いた上で、自らの幸せを追求することが許されるかどうか、問題とならざるを得ません。